

スプリンクラー等の消防用設備の整備について

平成27年4月から施行された消防法施行令等の一部改正に伴い、原則として火災発生時に自力での避難が困難な要介護者を主として入居させる施設についてはスプリンクラー等の消防用設備の設置が義務付けられました。平成27年3月31日以前から該当する事業を行っている既存の事業所は、平成30年3月31日まで設置義務についての経過措置が設けられていると同時に、対象の設備を整備した際に係る費用が予算の範囲内で補助される国の補助制度があります。

(1) 第1次協議について(受付は終了しました)

この補助事業は国の予算措置に応じて実施しているため、今後の協議予定は現時点では未定です。国から協議の通知があった場合はお知らせいたします。

(2) 補助対象となる消防用設備

- ① スプリンクラー設備(消火ポンプユニットの設置を含む)
- ② 自動火災報知設備
- ③ 消防機関へ通報する火災報知設備

(3) 補助金額及び補助対象経費(平成27年度の国庫補助要綱に基づく基準額)

①スプリンクラー設備

面積に関する要件	補助金額(上限)	補助対象経費
1,000㎡以上の場合	17,500円/㎡	改修工事費、工事事務費
1,000㎡未満の場合	9,260円/㎡	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円/㎡と2,320千円の合計額	

②自動火災報知設備

	補助基準額	単位
300平方メートル未満の場合	1,030千円	対象施設ごと

④ 消防機関へ通報する火災報知設備

	補助基準額	単位
500平方メートル未満の場合	310千円	対象施設ごと

※ 平成27年3月31日以前から自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務がある事業所は、補助対象外となります。

(5)補助対象経費について

補助対象経費は、整備に必要と認められる工事費、工事請負費、工事事務費となります。補助金申請書類の作成費用等は補助対象となりません。

(6)補助要望がある場合

補助要望がある場合は、市に対し事前協議が必要になります。

補助要望時の提出書類(例)

- ① 市内における事業所の場所が判る地図
- ② 各階平面図・求積図(延床面積、居室ごとの面積の分かる図面)
- ③ 事業所が入居している建物の建築確認済証
- ④ 介護保険法の指定時(その後に変更届を提出している場合は変更時)の事業所の平面図
- ⑤ 事業の工程表
- ⑥ 事業の見積書
- ⑦ (借家の場合)スプリンクラー等設置に伴う賃貸人の承諾書

(7)留意事項

- ① 当該補助金を活用して事業を実施する場合は、当該年度中に事業が完了することが必要です。
- ② 補助金を活用して事業を行う場合は、補助金の交付決定後に事業に着手する必要があります。市の補助金交付決定の通知より前に契約を締結したり、工事に着手した等の場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
- ③ 補助事業を実施するに当たっての詳細な注意事項やスケジュールは、市から補助金の内示をする際にご説明いたします。
- ④ 市の交付決定額を上回る整備費については、事業者負担となりますので、その点を考慮した資金計画を立ててください。
- ⑤ 貴施設におけるスプリンクラー等の設置義務の有無、(設置を要しない)特例については、東久留米消防署にご確認ください。